

議会改革に関する調査特別委員会 会議概要

日 時	令和6年5月28日(火) 11:35 ~ 12:02
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 知念委員長 <input checked="" type="checkbox"/> 座間味副委員長 <input checked="" type="checkbox"/> 棚原委員 <input checked="" type="checkbox"/> 上里委員 <input checked="" type="checkbox"/> 宮城優委員 <input checked="" type="checkbox"/> 知名委員 <input checked="" type="checkbox"/> 石川委員 <input checked="" type="checkbox"/> 又吉委員 <input checked="" type="checkbox"/> 宮城政司委員 <input checked="" type="checkbox"/> 岸本委員
協議事項	1. 一般質問の際の議場への飲料水等の持込みについて 2. 議会改革検討事項について ・N07) 議会中継の撮影範囲の拡大について ・N08) 配布止まりの陳情に対する理由の回答について 3. その他
配付資料	【資料1】 一般質問の際の議場への飲料水等の持込みについて 【資料2】 議会中継の撮影範囲の拡大について
会議概要	<p>1. 一般質問の際の議場への飲料水等の持込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般質問を行う議員に限り、議長許可にて飲料水等を持ち込むことができるとし、執行部においても同様に許可することを確認した。 留意事項として、容器はキャップ付きボトルとするなど、本会議中の運営に支障が生じないようにするとともに、品位の面からボトル等は机の上に置かないこと等を確認した。 協議結果を、議会運営委員会へ報告していくことに決定した。 <p>2. 議会改革検討事項について</p> <p>N07) 議会中継の撮影範囲の拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会中継はシステム上、発言中に発言者以外を映すことは不可であること、また、開会前や休憩中は開始操作の準備及び待機をしているため、別の操作を行う(他の場所を撮影)ことは安定運営面でリスクがあることから、安定的な運営を優先にするため従来どおりとすることを決定した。 <p>N08) 配布止まりの陳情に対する理由の回答について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件は、議会運営委員会でも2回協議し、全会一致に至らなかった経緯があり、現議員体制でも結論が出ているため、従来どおりとすることが諮られたが、議会基本条例に照らした妥当性等について意見があり、今後、整理し確認することとなった。 <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例第9条(説明責任)の「議会としての意思決定」に議会運営委員会の決定も含まれるのではないかと。 議会基本条例第11条第2項では、陳情者へ審議結果等の情報提供を図る旨規定されており、「配布止まり」の決定は「審議結果」のひとつにあたるのではないかと。現在の運用が条例に沿っているかと。

- ・議会運営委員会で協議された際の結論は、理由が述べられておらず、透明性の面からも十分であったのか疑問。
- ・議会基本条例の検証作業を行う際に、協議してもよいのではないか。
- ・人数が多い会派は、協議のなかで「配付止まり」とする理由は様々出ると思われ、その意見内訳まで報告を要することになるのではないか。
- ・協議の結論でどのような理由であったか説明できればよいのではないか。
- ・「配付止まり」とする理由を明確に述べることができなければ「上程」とする以外ないのか、という見方もある。
- ・議会基本条例第9条の「意思決定」は、本会議での採択・不採択と考える。
- ・条例の語尾の表現など踏まえ、現在の運用が条例に反するのか精査すべきである。

3. その他

- ・議会中継を視聴した際に、音声がかもごもごして聞き取りにくいとの意見があり、事務局で対応することを確認した。